

雌阿寒岳の噴火警戒レベルの判定基準の改定について

雌阿寒岳の噴火警戒レベルの判定基準を一部改定しました。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、新たな知見が得られた場合などに、噴火警戒レベルの判定基準を見直しています。

今般、雌阿寒岳（北海道）について、最新の科学的知見を反映する等、噴火警戒レベルの判定基準の一部を別紙のとおり改定し、本日（19日）から新たな判定基準を適用します。

【噴火警戒レベル判定基準】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/keikai/levelkijunn.html

問合せ先：気象防災部地震火山課 火山防災官 高田
電話 011-611-2421（内線 524）